

# 令和8年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項

## I 県立特別支援学校高等部(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)

県立特別支援学校高等部(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)における入学者の選考は、次の事項に基づいて、公正に実施する。(新潟よつば学園・長岡豊学校の高等部知的障害普通学級は除く。)

### 1 出願資格

県立特別支援学校高等部(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる者とする。

#### (1) 高等部

- ア 普通学級を希望する者は、特別支援学校の中学部及び中学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
- イ 重複障害学級を希望する者は、特別支援学校の中学部重複障害学級を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者  
上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者(別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書)
- ウ 訪問教育学級を希望する者は、特別支援学校の中学部訪問教育学級を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者  
上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者(別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書)
- エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者
- オ 特別支援学校の中学部及び中学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者のうち、発達障害等のある以下の者
  - ① 集団参加又は集団適応が困難であり、高等学校等への進学が困難な者
  - ② 知的発達に大きな遅滞がないため、特別支援学校高等部(知的障害)の教育課程には適合しないことが想定される者

【県立特別支援学校高等部(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)に出願することができる者】

対象学校名 出願資格	新潟よつば学園 ・長岡豊学校	東新潟 特別支援学校	はまぐみ 特別支援学校	上越 特別支援学校	吉田 特別支援学校	柏崎 特別支援学校
アに該当する者	○	○	△	○	○	○
イに該当する者	○	○	○	○	○	○
ウに該当する者	△	○	○	○	○	○
エに該当する者	○	○	○	○	○	○
オに該当する者	△	○	○(※)	○	○	○

(※) 重複障害学級のみ

#### (2) 高等部専攻科(新潟よつば学園、長岡豊学校)

- ア 特別支援学校(視覚障害)、特別支援学校(聴覚障害)の高等部及び高等学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
- イ 学校教育法施行規則第150条の各号の一に該当する者
- ウ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者(別紙様式3出願資格申請書)

### 2 出願

出願は、一人につき、1校1学科(新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。)とする。新潟県立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」)を使用する。

### 3 募集定員

各学校の募集定員は別に公示する。

### 4 選考の方法

高等部を設置する学校の校長は、校長を委員長とする「入学者選考委員会」を設け、「調査書」並びに「健康診断書」等の各学校で必要と認めた書類及び各学校が実施する面接等の結果に基づき、総合的な審査を経て入学者を選考する。

### 5 面接の期日

令和8年1月30日(金) 予備日：令和8年2月4日(水)

### 6 合格者の発表

- (1) 令和8年2月9日(月)までに各学校において行い、選考結果をウェブ出願システムにより2月12日(木)までに報告するものとする。
- (2) 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(別紙様式4)を出願先の学校の校長に提出するものとする。

### 7 出願手続

令和7年12月1日(月)から、ウェブ出願システムに志願者情報や志願先等の出願情報の登録開始

- (1) 出願に必要な書類 ※ア～エの書類は、出願先の学校に紙面で提出する。
  - ア 調査書(別紙様式1) ※今年度より書式の変更あり
  - イ 健康診断書(別紙様式2の1～4。また各学校で認めた場合は身体障害者手帳、療育手帳又は精

- 神障害者保健福祉手帳の写しに代えることができる。)
- ウ その他出願先の学校で必要とするもの
- エ 1 出願資格(1)のイ・ウ及び(2)のウにより出願資格を得た者は、出願資格認定通知の写し
- (2) 事前の教育相談  
出願を希望する者は、必ず該当校の教育相談を受けること。
- (3) 出願に必要な書類の様式の取得  
出願に必要な書類の様式は、出願する側の学校がウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。
- (4) 出願に必要な書類の提出  
ア 現在在籍している学校の高等部へ出願する者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍校に報告し、必要事項を記入した「健康診断書」等の必要な書類を在籍校に提出する。  
イ その他の志願者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍(出身)学校に報告し、必要事項を記入した「健康診断書」等の必要な書類に、あて先を明記した返信用封筒(詳細は各学校の募集要項による)を添えて、在籍(出身)学校に提出する。  
ウ 上記イの出願者から「健康診断書」等の提出を受けた在籍(出身)学校は、「調査書」及び「健康診断書」等の必要な書類を所定の受付期間内に出願先の学校に提出する。  
エ 所定の「調査書」の提出が不可能な場合には「健康診断書」等の必要な書類及び返信用封筒(詳細は各学校の募集要項による)に次の書類を添えて直接出願先の学校に提出する。  
(ア) 出願資格の証明書  
(イ) 学業成績の証明書又は提出不能に関する証明書
- (5) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年1月9日(金)から1月16日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (6) 出願状況の公表  
出願を締切り後、各学校の出願状況については、各学校で公表する。
- (7) 志願変更  
志願変更を希望する志願者に対して、在籍(出身)学校はウェブ出願システムにおいて、令和8年1月19日(月)から1月23日(金)までに志願変更の手続きを行う。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (8) 出願資格を得た者の出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年1月19日(月)から1月23日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

## 8 欠員補充による2次募集について

- 選考終了後、各学校の普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和8年2月24日(火)に県教育委員会が県報及び義務教育課ホームページにおいて発表する。
- (1) 出願資格、出願及び出願手続  
ア 1次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。  
イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校(公立、私立)にも合格していない者とする。  
なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校(県内外、公立、私立を問わない)への入学を辞退した者は含まれない。
- (2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年3月2日(月)から3月6日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (3) 面接の期日  
令和8年3月10日(火) 予備日：なし
- (4) 結果の発表  
ア 令和8年3月11日(水)に各学校において行い、結果をウェブ出願システムにより3月13日(金)までに報告するものとする。  
イ 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(別紙様式4)を出願先の学校の校長に提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合で、当該者が高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (2) 校長は、「調査書」及び「健康診断書」その他の書類の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、願書の受理及び合格を取り消すことができる。
- (3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。
- (4) 面接の会場は、出願する学校とする。
- (5) 出願に必要な書類は、ウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。
- (6) 県外から出願を希望する者は、新潟県教育委員会に出願申請を行い、その承認を得なければならない。出願申請の受付期間は、令和8年1月5日(月)までとする。